

令和3管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月3日

沖縄県知事 玉城 康裕

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

0.1トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
沖縄県くろまぐろ（小型魚）漁業	0.1トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

127.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	留保枠
沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業	114.5トン	12.7トン
前期（4月1日から同年7月31日）	113.5トン	11.7トン
後期（8月1日から翌年3月31日）	1.0トン	1.0トン